

その喫煙者が 参考になっている人も いるかも。。



法律で定められています！

健康増進法第27条(喫煙者の配慮義務)

「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせる
ことがないよう周囲の状況に配慮しなければならない(抜粋)」

埼玉県 保健医療部
健康長寿課 健康長寿担当
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(TEL) 048-830-3582



埼玉県 HP
「受動喫煙防止対策」



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

守ろう こどもの

参考 1-2



受動喫煙にあわないよう、標識を確認しよう！



大人が同席していても…大人が許可をしても…

**20歳未満の方は
喫煙可能エリアへの
立ち入りは禁止されています。**

埼玉県 保健医療部
健康長寿課 健康長寿担当
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(TEL) 048-830-3582



埼玉県 HP
「受動喫煙防止対策」



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

その喫煙が

参考になる人が

いるかも。。



法律で定められています！

健康増進法第27条(喫煙者の配慮義務)

「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない(抜粋)」

埼玉県 保健医療部
健康長寿課 健康長寿担当
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(TEL) 048-830-3582



埼玉県 HP
「受動喫煙防止対策」



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」